

福祉事業所における防犯体制を考える

－A市B福祉事業所における防犯に係る安全の確保にむけて

野村 宗嗣

平成28年7月26日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において生じた障害者殺傷事件^(注1)を受け、関係行政機関等においては防犯に係る安全の確保の通知等^(注2)が行われるとともに、各社会福祉施設等においても、防犯体制の点検や見直しが進められているといった現状である。

上記を踏まえ、A市にあるB福祉事業所^(注3)においても、防犯体制の構築をはかることになった。

1、防犯に係る安全確保

事件の容疑者は、障害のある人の命や尊厳を否定するような供述をしていると伝えられている。障害のある人々に次々と襲いかかり、死傷させるといった残忍な行為に、悲しみと憤りを感じざるをえない。

当該事業所においても、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保の在り方を検討するということが、施設長を中心に対策が講じられることとなった。防犯体制の構築にあたっては地域と一体となった開かれた福祉事業所となることや、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保という両立を図ることになる。

事業所の規模やサービスの時間帯、職員の配置等も含めて日頃から、ア) 設備の整備・点検、支援体制や職員研修など福祉事業所の運営にあっては必要な取組みを進めることはもちろん、イ) 関係機関や地域住民等多様な関係者との協力や、連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要であると考えられる。

2、防犯研修・防犯訓練の実施に向けて

当該事業所は、知的障害者が通う施設であり、生活介護事業^(注4)・就労継続支援B型事業^(注5)・短期入所事業^(注6)を行っている。短期入所については、宿泊をとまうものであり、夜間の施錠等の徹底をはかる必要もある。

火災や地震に対しては、年間計画に基づいて訓練の実施がされ、火災では出火場所の確認や初期消火、地震では倒壊場所の確認、避難経路に従っての利用者の避難誘導を行うといった一連の対処理解が、職員と利用者にある。しかしながら防犯に関しては、研修や訓練というものには、職員と利用者ともに参加経験がないといったことである。そういったことから、防犯研修・防犯訓練を実施するなかで、防犯対策に必要な設備や機器、職員体制といったものを構築していければと考えた。

3、防犯研修の実施

上記の実態を鑑み、当該事業所の職員を対象に防犯研修が計画された。実施にあたっては、地元警察署に依頼をし、施設設備の設置状況の在り様を講師の警察署員に把握してもらった上で、B福祉事業所を会場に防犯研修を実施する運びとなった。

研修内容としては

- ① 緊急時の心構えと対応
- ② 非常ベル、防犯設備の点検
- ③ 避難経路等の共通理解
- ④ 護身用具等の設置場所、使用方法等に関する周知徹底
- ⑤ 職員の危機意識の向上と連携
- ⑥ 不審者等を見かけた場合、迅速な110番通報
- ⑦ 護身用具等の使用方法

であった。講義形式であるが、不審者が建物に侵入したと想定して、不審者を発見した場合の職員間の連絡、部屋にある椅子をつかって不審者の動きを制することで傷害行為等の阻止や、その間に利用者の避難誘導を行うといったことを、模擬的に参加者が体験をするといった機会も設定された。

4. 防犯体制構築に向けて

研修を通して、当該事業所の防犯に係る安全確保ということでは、施設長を中心に、以下のような見解が持たれた。またそれをもとに、職員間の共通理解をはかり、マニュアル化するとともに、本年度中の防犯訓練が計画された。

1) 事業所への立ち入りと外来者対応

不審者侵入を未然に防ぐといったことでは、事業所の入り口ゲートの施錠による閉鎖や、関係者外の事業所への立ち入り制限ということも考えられる。しかしながら、当該事業所にあつては、近隣は農地が多く、近くに公衆便所等の設置がなく、農作業中に事業所のトイレを借りにこられるといった実態もある。地域に開かれたという観点に立つなら、トイレ等の借用は続けてもらい、「事業所祭り」の実施などで、近隣の方の参加を広く呼びかけ、地域の方と事業所の職員、利用者が互いに交流のある面識のある存在として認識されるといった方向での対応をすすめていければと考える。

2) 不審者発見時の対応

建物内に見知らぬ人が侵入していた場合は、事務室への連絡と、その場から利用者を避難誘導することが優先される。不審者への声掛けを行い、無断侵入の疑いがある場合は、直ちに不審者を建物外へ退去させる。無断侵入か否か不明であっても、利用者を不審者と同じ部屋からは避難させることが適切と考える。

3) 非常ベルの活用

不審者の退出が望めない場合は、非常ベルを鳴らす。非常ベルを鳴らすことで、職員と利用者には非常事態が生じていることを知らせる。非常ベルの警告音に従って、非常事態をいち早く認識し、対処していくといった手順を、今回の防犯研修を通して学ぶことができたと考える。また防犯も含めた緊急時のマニュアルの作成にも、非常ベルの活用について明記していくことは不審者侵入時の対応の一つとして考えられる。

4) 危害を加える恐れがある場合

部屋から避難しようとする利用者を不審者が追ってきた場合は、職員は追走を阻止し、利用者との距離が広がるよう対応する。不審者が刃物を持っ

ていた場合は、部屋にある椅子等をつかって動きを封じるといことも考えられる。しかしながら、椅子等で身体の動きをおさえこもうとしても体幹の動きは封じられても、腕の動きを封じるとは難しいと考えられ、刃物で傷付けられてしまう可能性もあると判断される。そういった場合には、近くにホウキやモップがあるなら、刃物を叩き落とすといったことになる。かなり危険度が高いといえるので、まずはその場所から、利用者とともに職員も離れるということを優先する必要があると考える。不審者が刃物を隠し持っている場合もあるので、距離をおいた対応が必然と考える。

5) 避難経路等の共通理解

職員にあつては、普段より建物の構造を把握しておく必要がある。不審者からの利用者の避難誘導としては、どの経路を通れば最短に部屋の外に、もしくは建物外に出られるのかを把握しておく必要がある。合わせて施錠できる部屋の把握、窓からの避難も念頭に、万事に備えておく必要があると考える。また、日中、夜間における職員の配置状況や利用者の利用時間帯等は、週予定表等を作成し、災害時等も含めて、緊急時の点呼が確実になされるべきと考える。

6) 職員の危機意識の向上と連携

職員の危機意識の向上と連携にあつては、研修時に建物内で不審者を発見し、利用者の避難誘導や職員間の連絡、不審者の傷害行為阻止を椅子をつかって模擬的に職員に体験ができたことで、利用者の実態から言葉の指示での避難誘導が難しいことや、不審者が刃物を持っている場合についても、状況そのものを利用者は理解しにくいということを、新ためて職員が認識できる機会となった。

今回の研修を通して、障害のある人の危険からの回避に関しては、防災も含めて個々利用者に応じた対応を行っていく必要性があることや、職員間の共通理解があつてこそ、利用者の安全が確保されるということが認識できたと考える。

5. 今後に向けて

防犯に係る安全確保ということで、A市にあるB福祉事業所では、防犯研修会の研修内容と参加者の事後の意見交換を基に、防犯マニュアル作成

と年度内の防犯訓練実施が計画されている。

実施が計画されている防犯訓練については、不審者の発見、職員間の連絡と警察への連絡、不審者の退去を職員が促すとともに、安全な場所への利用者の避難誘導が主な流れになる。利用者の避難誘導に際しては、事業所内の部屋毎の避難とされるが、安全な場所への避難後に、職員と利用者の人員点呼や、職員による不審者の行動や不審者の居場所の確認といったものが、職員についての主な訓練内容になる。人員点呼については、利用者名簿の管理も含めて担当を決めておくことはできるが、不審者の侵入を発見し、事務室または職員間での連絡、利用者の避難誘導といったことに関しては、不審者発見の通報も含めて、その場にいる職員が、状況に応じた行動をとらねばならない。不審者の侵入があった場合を想定し、職員が状況に応じた対応ができるよう、意図をもって訓練に参加し、訓練から積極的に学ぼうとすることが大切と考える。

利用者については、職員の避難誘導に従うといったことが訓練の主なねらいとなるが、利用者の個々実態を踏まえた避難指示ができるように、個別にマニュアルを作成する必要があると考える。過去数年間に生じた大きな災害からも、障害のある人の被災状況を鑑み、個別マニュアルづくり等の必要性がもためられている。防犯に係る安全確保においても、利用者個々の実態に応じた対策を講じていくことは必要と考える。

最後に、当該事業所は短期入所ができる施設ということもあり、夜間における施設の施錠管理と、非常時が生じた場合を想定し個々宿泊者に対して担当を決め、避難誘導体制がとられることになる。今後予定される防犯マニュアル作成に基づく防犯訓練の実施をもとに、夜間における防犯対策についても、より充実したものになればと考える。

注1) 障害者施設「津久井やまゆり園」で26日未明、刃物を持った男が入所者らを襲い、19人が死亡、26人がけがをした事件

* 7月27日の朝日新聞より

注2) 相模原の入所者殺傷事件うけ、厚生労働省は、各自治体に通知をし、社会福祉施設等に対して、以下に留意しながら安全確保に努めるよう呼びかけている。

1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

注3) B事業所の事業形態：障がい者福祉サービス事業（多機能型）

定員：40名（生活介護30名 就労継続支援B型10名）

注4) 障害者支援施設などで、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供など援助が必要な障害のある方が常時介護を要する場合に利用ができる。主に昼間、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言のほか必要な日常生活上の支援、創作的活動、生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援する。

注5) 就労経験のある障害のある方に対し、就労機会や生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを

行うサービス。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指す。

注6) 自宅で介護を行っている方が病気などの理由により、介護することが困難になった場合に、障害者支援施設、児童福祉施設等の施設へ短期間の入所が必要となった障害のある方に、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っている。

*注3) 注4) 注5) 注6) B福祉事業所の事業案内より

<参考文献>

- ・神戸市立盲・養護学校校長会、神戸市教育委員会指導第2課（1997）
神戸市立盲・養護学校「地震対策マニュアル」
－阪神・淡路大震災を教訓として－
- ・社会福祉法人東京都社会福祉協議会（2002）
事故予防対策としての「リスクマネジメント組織構築の手引き」社会福祉施設におけるサービス向上の視点
- ・田中真理 川住隆一 菅井裕行（2016）「東日本大震災と特別支援教育」共生社会にむけた防災教育を